

消費者教育を取り巻く環境変化について

1. 消費者教育推進会議について

○ 消費者教育推進会議の設置

消費者教育推進会議（以下「推進会議」という。）は、「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 61 号、以下「推進法」という。）に基づき設置。任務は、①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について意見を述べること（推進法第 19 条）。

2. これまでの検討状況

平成 25 年 3 月以降、基本方針について議論、基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日に閣議決定。

平成 25 年 8 月以降、3 つの小委員会を設置して、基本方針別紙の「今後検討すべき課題」を議論。平成 27 年 3 月、各小委員会における議論を経て今後の消費者教育の推進に関する考え方や提案、消費者教育の担い手への期待について、推進会議として取りまとめ。残る課題については、次期推進会議で検討すべき「今後の課題」として提示。

「今後の課題」（詳細は別紙 1）

（1）次期推進会議が検討すべきテーマ

- ① 家庭や地域における子供の消費者教育
- ② 初等中等教育(小学校・中学校・高等学校等)における消費者教育
- ③ 大学等における消費者教育
- ④ 社会教育との連携
- ⑤ 消費者の自主学習への取組支援
- ⑥ 消費生活に関連する教育との連携
- ⑦ 事業者・事業者団体の取組の促進についての検討
- ⑧ 福祉団体・福祉関係者との連携

3. 消費者を取り巻く環境変化について

○ 高齢化、高度情報通信、グローバル化等

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化してきており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容等も変化。

最近では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して事業者への意見等を広く発信する消費者も現れてきている一方で、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在。

消費者基本計画（平成27～31年度）（平成27年3月24日閣議決定）では、次の「消費者を取り巻く環境の変化と課題」を指摘。

「消費者を取り巻く環境の変化と課題」（詳細は別紙2）

- 1 経済の好循環と消費者の安全・安心
- 2 人口減少、高齢化・独居化の進行
- 3 女性の活躍の進展
- 4 高度情報通信社会の進展
- 5 消費生活におけるグローバル化の進展
- 6 東日本大震災後の社会・意識の変化
- 7 消費者行動・意識の変化

○ 基本方針の見直しについて

推進法では、「消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況の調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する」（第9条第7項）、基本方針では、「このため、施策の実施状況の把握に努め、それを踏まえた上で見直しを行う。社会経済情勢の変化に対応するため、3年を目途に、中間的な見直しをする。」とされている。

○ 基本方針策定後の主な変化等

(1) 消費生活相談の概況（別紙3参照）

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、平成25年度に9年ぶりに増加となり、平成26年度にも前年度を上回る相談が寄せられ、2年連続して増加している。

要因としては、情報化が高齢者層も含めて一層浸透し、インターネット通販で商品やサービスを購入する機会が増えたことによる相談、インターネットサイトを利用したデジタルコンテンツに関連した相談や、インターネット接続回線等の通信サービスの相談等、様々な観点でのインターネットに関する相談が増加したためと見られる。

(注) 消費生活相談の増加は、必ずしもトラブルが増えているということだけではなく、早めにトラブルに気づき、消費生活センター等へ相談するといった行動の表れでもあると考えられる。

(2) 消費者基本計画（平成27～31年度）の閣議決定（平成27年3月24日）

- ・ 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月5日）を踏まえ、消費者教育についての計画を改定（別紙4）。
- ・ これを受け、消費者行政強化作戦の策定（平成27年3月）その中で、消費者教育の推進を明確に位置づけ（消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府 県・政令市））（別紙5及び6参照）。

(3) 若者向け消費者教育

① 学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会への諮問（平成26年11月、別紙7）

- ・ 平成20年及び21年改訂の学習指導要領では、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容が充実。
- ・ 平成26年11月に文部科学大臣より中央教育審議会に対し諮問。学習指導要領改訂に向けた議論が開始。
- ・ 学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、子供たちが基礎的な知識・技能を修得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現、実践に活かす視点を重視。

② 公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「新公職選挙法」という）の公布（平成 27 年 6 月 19 日）

- ・ 新公職選挙法が、平成 27 年 6 月 19 日に公布。選挙権年齢等について、年齢満 18 年以上への引下げの措置を講ずることとなった。また、その附則において、民法等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

(参考)

- ・ 新公職選挙法（平成 27 年 6 月 19 日公布）附則（抜粋）

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（以下略）

第十一条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続きに関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を構ずるものとする。

- ・ 法制審議会「民法の成年年齢引下げについての意見」（平成 21 年 10 月 28 日法務大臣へ答申）において、「民法の成年年齢を引き下げるのが適当である」とされた。ただし、民法の成年年齢を引き下げると消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれがあることから、「民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」と指摘されている。

「消費者教育推進会議取りまとめ（平成 27 年 3 月 5 日）（抜粋）」

7. 今後の課題

平成 25 年 3 月から開始した今期の推進会議の議論は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本方針」と、本取りまとめに盛り込んだ内容に集約されています。他方、今期の推進会議では、十分に議論できなかった点については、次期の推進会議で議論を深めていくことが必要です。そのため、いくつかの課題について、以下に示します。

(1) 次期推進会議が検討すべきテーマ

① 家庭や地域における子供の消費者教育

情報利用促進小委員会において、見守りに関する議論の中で、「幼児・子供」も見守り対象であるとの指摘があり、また、消費者市民育成小委員会では、家庭における消費者教育についても検討すべきという意見がありましたが、これまで十分な議論を行うことができませんでした。推進法の「消費者教育は幼児期から高齢期まで」という趣旨も踏まえ、学校教育以外の幼児・子供に対する消費者教育について議論を行うことが必要です。

② 初等中等教育(小学校・中学校・高等学校等)における消費者教育

学校教育における消費者教育の推進については、現在、中央教育審議会において学習指導要領の改訂に向けた審議が進められているところであり、消費者教育が学校教育現場で更に拡充していくよう更に議論を行うことが必要です。

また、選挙権を持てる年齢の 18 歳への引下げや、成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育むための議論を行うことが必要です。

③ 大学等における消費者教育

前述のとおり、大学等においては、成年と未成年が混在し、消費者の権利と責任が大きく変化するという環境の中で、自分で判断して行動していく消費者を育てる、すなわち自立を支援する消費者教育が特に重要です。

近年、大学等において、入学時や就職活動期におけるオリエンテーション等で消費生活に関する注意喚起が行われていることは見られますが、通年講義で消費者問題や消費者市民社会の形成への参画について取り上げることはまだ多くないのが現状です。

地域の消費生活センターや事業者等と連携した講座の実施も見られることから、こうした取組を参考に、成人（特に若者）に対する消費生活に関する問題への関心を呼び起こす

こと仕組みについて検討することが必要です。

④ 社会教育との連携

公民館等における市民向けの講座を積極的に行っている地域も見られることから、こうした社会教育施設を利用して、また、こうした施設で活動する社会教育関係者と連携をして、消費生活に関する情報についての講座を行うことも有効だと考えられます。今後、こうした地域における活動との連携についての検討が必要です。

⑤ 消費者の自主学习への取組支援

消費者市民社会の形成のためには、消費者が自ら学ぶ意欲を支援する仕組みが必要です。消費者教育ポータルサイトの活用も含め、消費者の自主学习への取組を支援する仕組みの検討が必要です。

⑥ 消費生活に関連する教育との連携

基本方針において、推進法に基づき、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を推進することとされており、消費者教育推進会議の場で継続的に、各教育の実施状況を把握するとともに、各地域における連携の事例等を収集・提供することが必要です。

⑦ 事業者・事業者団体の取組の促進についての検討

事業者・事業者団体の中には、既に、自らの従業員への消費者教育の実施のほか、地域の消費生活センター、学校や大学と連携して講座を受け持つといった地域における消費者教育の取組が見られます。消費者教育ポータルサイトに事業者・事業者団体の取組例を積極的に掲載するなど更なる取組を促進するために有効だと考えられます。事業者・事業者団体が積極的に消費者市民社会の形成への参画を進めることも重要で、そうした取組の促進についての検討が必要です。

⑧ 福祉団体・福祉関係者との連携

福祉団体・福祉関係者に関しては、民生委員や地域包括支援センターの活動、既存の見守りネットワーク等との連携を更に広げていくことが重要です。そのため、消費生活に関する情報の提供・共有が進むような効果的な連携の在り方について検討する必要があります。

「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）（抜粋）

第2章 消費者を取り巻く環境の変化と課題

1 経済の好循環と消費者の安全・安心

日本経済は、20年以上も続いた長期の低迷から、近年は力強さを取り戻しつつある。このような経済回復を持続的な経済成長につなげていくためには、企業収益の改善を雇用の拡大と賃金の上昇につなげ、それを消費の増加、そして更に企業収益の増加につなげるという「経済の好循環」を実現していくことが重要である。

消費者が支出する消費額の総額は、平成25年には経済全体（GDP）の約6割と大きなウエイトを占めている。米国など7割に近いウエイトを占めている国もあり、日本でも豊かな消費生活を実現する中で増加する余地がある。

一方で、平成25年度には約94万件の消費生活相談が消費生活センター等に寄せられており、平成25年1年間の消費者被害・トラブル額（消費者被害・トラブルに関する商品・サービス等への支出総額）は、「平成26年版消費者白書」によると、約6.0兆円との推計結果が得られている。

消費者と事業者との間で情報の質や量に格差がある中で、消費者に対して商品・サービスに関する正確な情報が提供されず、安全な商品・サービスを消費者が安心して消費活動を営めなければ、選択した商品・サービスの効用に対する不安感から消費者が購入に慎重になってしまう。もしそうなれば、消費の安定的な増加が進まず、持続的な経済成長に支障が生じるとともに、豊かな生活の実現も困難となる。

このため、経済政策と消費者政策は車の両輪として並行して進めていく必要があり、積極的な消費者政策により、個人消費が主導する持続的な経済成長と豊かな消費生活の実現を図ることが必要である。

2 人口減少、高齢化・独居化の進行

我が国は、人口減少社会と超高齢化社会への突入という大きな課題を抱えている。総人口が長期の人口減少過程に入る一方で、65歳以上の高齢者人口は、平成26（2014）年9月1日時点で過去最高の3290万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も25.9%と過去最高になっている。

今後、高齢者人口は平成31（2019）年には3588万人へと増加し、高齢化率も28.8%に上昇すると見込まれている。その後も、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成47（2035）年には33.4%と3人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されている。

このように高齢化が進行する中、65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、平成25年度の消費生活相談件数全体の約3割となっており、大きな割合を占めている。平成20年度から平成25年度までにかけての65歳以上の高齢者の消費生活相談件数の増加率は6割強となっており、高齢者人口の伸びを大きく上回るペースで増加してきている。

また、身体障害・知的障害・精神障害を有する人や認知症等により判断力が不十分となった人などの「障害者等」が消費者トラブルに遭った相談の件数は、平成20年度以降、年々増加傾向にある。

今後、健康食品、介護サービス等にとどまらず、様々な商品・サービスについて、高齢者からのニーズが高まり、高齢者や障害者向けの商品・サービスも登場・増加していくと考えられる。政府では、高齢者向け市場の活性化や障害福祉サービスの質の向上等を図ることとしている一方で、高齢者を狙った健康食品の送り付け商法などの悪質商法が絶えず、高齢者や障害者向けの商品・サービスを安心して消費できるよう、高齢者、障害者など被害に遭いやすい消費者の被害の防止と救済を図ることが急務となっている。

さらに、家族形態の変化を見ると、単独世帯の割合が平成17（2005）年の29.5%から平成22（2010）年には32.4%に増加しており、平成32（2020）年には34.4%に増加すると見込まれている。特に、65歳以上の高齢者の単独世帯数は、平成17（2005）年から平成22（2010）年までの間に約1.3倍に増加しており、今後も更に増加すると見込まれている。

単独世帯においては、周囲の目から隔離され、消費者トラブルに巻き込まれやすく、消費者トラブルに巻き込まれた際に誰にも相談できずに一人で抱えこみ、深刻化しやすくなることから、単独世帯の消費者の被害防止と早期発見に努めることが重要となっている。このような状況から、地域で高齢者、障害者など被害に遭いやすい消費者を見守ることが不可欠となっている。

3 女性の活躍の進展

就業の状況を見ると、我が国では、女性の社会進出に対する意識変化や社会経済情勢の変化などを背景として、夫婦共に雇用者の共働き世帯数は長年にわたり増加を続けており、平成9年以降は男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。女性（15歳～64歳）の就業率は、20代後半から30代前半までの上昇が目立っており、平成26年に63.6%と過去最高を更新している。

このような状況の中、政府は、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにするため、女性の活躍を推進することとしており、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援を行うこととしている。

一方で、ベビーシッターや保育施設等における消費者トラブルも発生しており、女性の活躍の前提となる保育サービス、家事支援サービス等を安心して受けられる環境の整

備が求められている。

4 高度情報通信社会の進展

情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネット上で流通する情報量は飛躍的に増加している。政府においても、世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目指しており、デジタル技術における技術革新とグローバルな高度情報通信社会が更に進展することが見込まれる。

このような高度情報通信社会の進展等を背景として、インターネットで様々な商品・サービスの取引（デジタルコンテンツの購入や金融取引等も含む。）が時間や場所にかかわらず可能となり、実際に多くの消費者がこうした利便性の高いインターネット経由の取引を行うようになっている。また、クレジットカードや電子マネーなど、決済手段も多様化している。我が国のB to C（消費者向け）電子商取引の市場規模は、平成20年の6.1兆円から平成25年には11.2兆円となり、5年間で約1.8倍に増加している。

これに伴い、「電子商取引」に関する消費生活相談の件数は年々増加傾向にあり、平成25年度には消費生活相談件数全体の2割以上を占めるに至っている。また、情報通信に関連する消費者トラブルは新しいものが次々と発生しており、内容も携帯電話や光回線など電気通信サービス契約に関するもの、インターネット通販による商品の購入や多様化する決済手段に関するもの、アダルト情報サイトやオンラインゲーム等のコンテンツに関するもの、迷惑メールや個人情報の不正入手に関するものなど、多岐にわたっている。

さらに、情報通信技術や機器の発達により膨大なデータが蓄積されるようになっている。そのように蓄積されたデータの適切な利活用などによって新たなサービスが展開されることは、消費者の利益の増進に資する。一方、個人情報の取扱いは漏えい等のリスクを伴い、また、個人情報やプライバシーという概念が広く認識され、消費者の意識が高まってきていることを踏まえ、消費者の個人情報及びプライバシーの更なる保護が求められている。

このため、消費者政策において、急速な高度情報通信社会の進展への的確な対応が求められている。この的確な対応の中には、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切な対応や、消費者政策の実施に当たって、情報通信を適切かつ効果的に活用することも含まれる。

5 消費生活におけるグローバル化の進展

我が国の消費財の輸入額の推移を見ると、平成21年には約12.6兆円であったが、平成26年には約17.9兆円まで増加している。消費生活におけるグローバル化の進展に伴い、

食料品、衣料品、電気製品等の様々な商品が事業者により我が国に輸入されて広く流通している。また、近年では、高度情報通信社会の進展とも相まって、インターネット等を通じて消費者が自ら海外から商品を直接購入することが容易になっているほか、海外旅行等の際に現地で商品を購入することもあり、消費者は数多くの外国産の商品に囲まれて生活している。

このような消費生活におけるグローバル化の進展に伴い、詐欺の疑い、模倣品の到着などの消費者トラブルが数多く発生しており、国境を越えた取引を安心して行うことができる環境が求められている。また、食品等の安全性を揺るがす事案が発生していることを受け、海外から輸入した商品の安全性に対する不安を払拭することが求められている。これらの課題への対応のためには、越境消費者トラブルへの相談体制の充実のほか、我が国と取引の多い国における消費者行政の充実・強化等も重要であり、そのための連携や支援にも取り組む必要がある。

さらに、人の移動のグローバル化という観点から、訪日外国人旅行者数の推移を見ると、平成21（2009）年の679万人から平成26（2014）年は1341万人に増加している。政府は、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催という機会を捉え、平成32（2020）年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人を目指すこととしており、消費者政策においても、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人に対する対応、例えば情報提供や相談対応における多言語対応などが求められている。

6 東日本大震災後の社会・意識の変化

平成23年3月に発生した東日本大震災は、我が国の社会や人々の意識に大きな影響・変化を与えた。

身近な消費生活においては、東日本大震災の発生直後には、消費者による必要以上の購入等により、生活必需品等の品不足が生じるなどの事態が生じた。

また、東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原発事故」という。）による風評被害も発生している。

我が国は、多様な自然災害が発生しやすい自然条件にあり、今後も大きな災害の発生の可能性が指摘されており、行政において災害時の消費生活（生活必需品、復旧資材等）に関する情報提供や相談体制の充実を図るだけでなく、消費者や事業者における平時からの物資の備えや災害時の冷静な判断・行動も重要である。災害時にこれらがうまく活用されるためには、地域における日常的な連絡・連携が重要である。

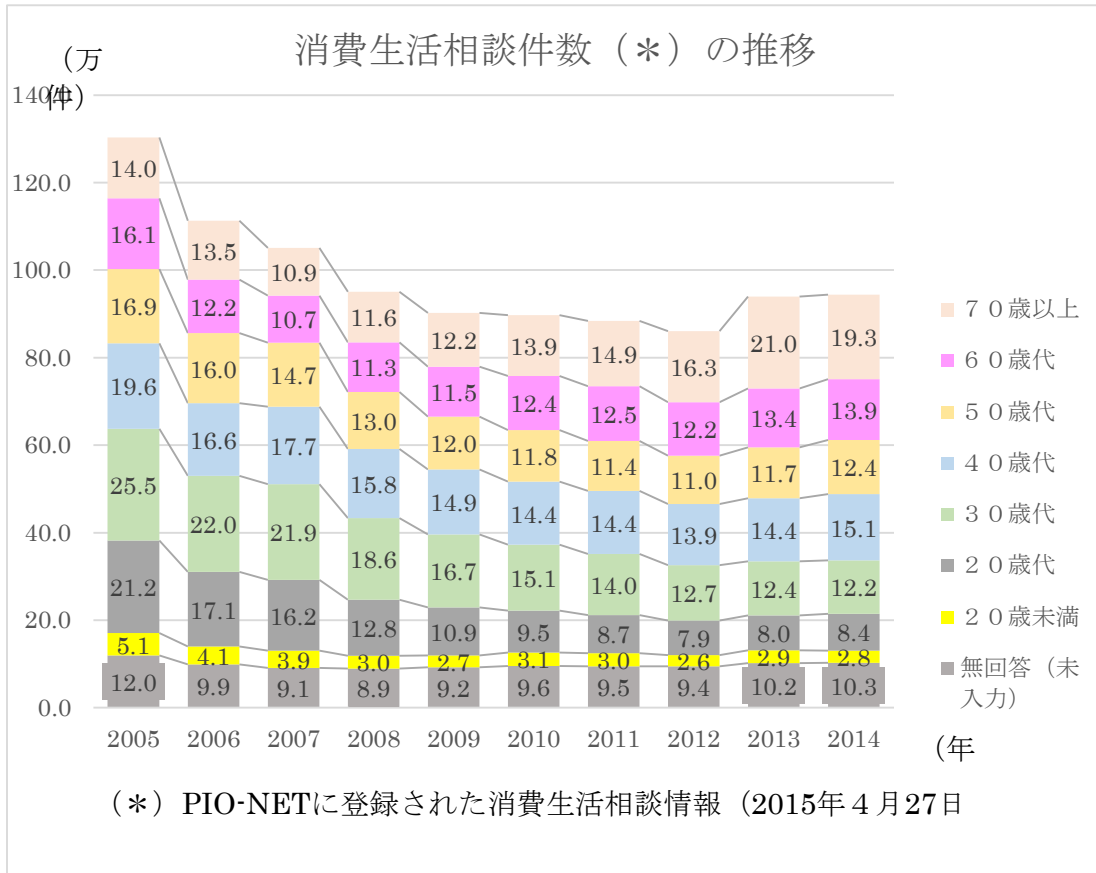
7 消費者行動・意識の変化

家計の消費支出構造の長期的な変化を見ると、商品への支出からサービスへの支出へ

シフトしてきており、サービスへの支出が全体の4割を超えている。大量生産・大量消費の時代における商品を所有することで豊かさを実感する考え方から、サービスを受けることを重視し、場合によっては商品を第三者と共有（シェア）し、必要な時に必要なだけ利用すればよいという考え方への変化が広がりつつある。このような消費者行動・考え方の変化は、消費者を取り巻く環境の様々な変化やライフスタイルの多様化を反映したものと考えられる。

サービスについては、内容が価格に見合っているかどうか、質の評価が難しいという特性があることから、サービスに関する消費者トラブルの防止・救済に向けて十分に配慮するとともに、共有（シェア）など多様な消費行動に柔軟に対応することが求められている。

また、消費者の意識については、環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費することへの関心が高まっており、これは「持続可能な消費」や「倫理的消費（エシカル消費）」と呼ばれることがある。このような環境等に配慮した商品・サービスの選択を可能とする環境の整備や食品やエネルギーのロスの削減などの社会的課題に配慮した消費を促進することが求められている。



消費生活相談件数の多い商品・サービス(年齢層別、2014年度)

順位	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代	
	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ	18,089	デジタルコンテンツ	19,911	デジタルコンテンツ	28,825	デジタルコンテンツ	39,073
2	テレビ放送サービス	827	不動産貸借	6,262	不動産貸借	9,115	不動産貸借	7,163
3	携帯電話サービス	323	エステティックサービス	3,853	フリーローン・サラ金	6,235	フリーローン・サラ金	6,996
4	不動産貸借	316	フリーローン・サラ金	3,495	インターネット接続回線	3,432	インターネット接続回線	5,435
5	商品一般	315	インターネット接続回線	2,264	商品一般	3,238	商品一般	4,752

順位	50 歳代		60 歳代		70 歳代		80 歳以上	
	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ	29,326	デジタルコンテンツ	24,839	商品一般	11,777	商品一般	6,481
2	フリーローン・サラ金	5,721	商品一般	8,700	デジタルコンテンツ	11,589	工事・建築	3,312
3	インターネット接続回線	5,632	インターネット接続回線	6,968	ファンド型投資商品	5,048	新聞	2,642
4	商品一般	5,159	工事・建築	5,715	工事・建築	4,959	ファンド型投資商品	2,622
5	不動産貸借	4,612	フリーローン・サラ金	5,223	インターネット接続回線	4,927	健康食品(全般)	2,072

(備考) PIO-NET に登録された消費生活相談情報 (2015 年 4 月 27 日までの登録分)。

「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）（抜粋）

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

消費者の利益の擁護・増進を図るためには、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動することができ、また、事業者や行政など消費者を取り巻く主体が消費者のことを十分考慮して行動する社会を形成することが必要である。

消費者政策においては、その取組や成果について透明性を確保するとともに、政策の検討において消費者の意見を十分考慮する必要がある。

また、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれるよう消費者教育の機会を提供するとともに、消費者も自らの行動が社会に影響を与えとの自覚と環境に配慮した消費の選択や、日常の消費生活における省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動、さらには持続可能な消費の実践が求められるなど、よりよい市場とよりよい社会の実現のために積極的に関与していくことが求められる。

さらに、消費者団体や事業者・事業者団体は、消費者の利益の擁護・増進に関連する多様な自主的な取組を行っているが、それらの活動を支援・促進していくことが、消費者政策の効果を広く及ぼしていくために重要である。

加えて、消費者の選択の機会の確保・拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するとともに、公共料金の適正性を確保することが必要である。

なお、環境保全への配慮については、消費者教育における主要なテーマの一つであるが、安全、表示、取引にまたがる課題でもあり、適切な対応が必要である。

（中略）

（2）消費者教育の推進

消費者教育推進法及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者教育推進会議での議論を踏まえつつ、消費者教育（消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動）を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて体系的に行われることが重要であり、ライフステージ毎の学習目標を示した「消費者教育の体系イメージマップ」（以下「イメージマップ」という。）の活用を図る。

また、国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体を始めとした多様な主体の

連携・協働など、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。その一環として、地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。

消費者教育に使用される教材等については、年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮する。また、消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教科等の選択に役立つ特長等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。

学校教育において、教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることであり、教員研修や大学における教員養成課程において、教職員の指導力の向上を図る。併せて、教員研修について、国民生活センターでの研修の活用を図る。

小学校、中学校、高等学校における学校教育については、現行の学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、引き続き、学習指導要領の周知・徹底を図る。さらに、文部科学省において、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けるなどの観点から学習指導要領の改訂に向けた検討を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を行う。

また、選挙権年齢の18歳への引下げや、成年年齢の引下げが議論されていることを踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会において一消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むための取組を推進する。

大学等における消費者教育については、入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促すとともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する。また、学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する。

地域における消費者教育については、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進するとともに、地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

家庭における消費者教育については、消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努めるほか、消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。

事業者・事業者団体による消費者教育については、既に見られる従業員への消費者教育や、地域の消費生活センター、学校や大学と連携して講座を受け持つといった地域における消費者教育の取組がみられることから、消費者教育ポータルサイトにこうした取組事例を積極的に収集・掲載するとともに、こうした取組の支援について検討する。

高齢者、障害者等を含めた消費者への情報提供については、地域のネットワーク等を活用し、消費者被害・トラブルや製品リコール情報等が確実に届く仕組みを構築する。

消費者は、情報の受取手であると同時に、情報の発信者でもあることから、情報を主体的に評価し、商品・サービスの表示内容を正確に理解し、著作権や情報モラルを守って適切に情報を利用・発信するなど、情報とメディアの利用に関する能力等の向上を図ることが重要である。特に、インターネット取引等において模倣品を選択して被害に遭うことのないよう、また、知らず知らずのうちに悪質商法の加害者になることのないよう、情報提供、啓発活動を行う。

また、消費者が、自らの消費行動が環境、社会、文化等の幅広い分野において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要である。リサイクルの推進、適正な廃棄及び食品ロスの削減に向けた取組のほか、被災地の復興に対する理解を深めることなどにも貢献するE S D（Education for Sustainable Development；持続可能な開発のための教育）の普及啓発に努める。また、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）や、開発途上国の生産者と先進国の消費者を結び付けることで、より公正な取引を促進し、開発途上国の労働者の生活改善を目指す「フェアトレード」の取組にも関心が高まっている。こうした持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費等に関する調査研究を実施する。

さらに、環境教育、食育、国際理解教育、法教育、金融教育、住教育などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。食育については、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供、食や農林水産業への理解増進など、国民の適切な食生活の選択に資する取組の推進を図る。

【K P I】

- 社会経済の変化等に対応した法令、ガイドライン等の整備・見直しの状況
- 関係法令、ガイドライン等の周知の状況
- 消費者教育を受ける機会（研修、講座等）の充実度、参加者の満足度
- 消費者問題に関する認知度、消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度

地方消費者行政強化作戦

平成 27 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指して、地方消費者行政強化作戦（以下「強化作戦」という。）を定める。

(消費者庁の役割)

第 2 消費者庁は、強化作戦を推進するため、地方消費者行政のための交付金を通じ、地方公共団体の消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する。

(目標)

第 3 消費者庁は、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方消費者行政のための交付金を通じた当面の政策目標として、都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援する。

<政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消

1-1 相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消

<政策目標 2> 相談体制の質の向上

2-1 消費生活センターの設立促進

（人口 5 万人以上の全市町及び人口 5 万人未満の市町村の 50%以上）

【消費生活相談員】

2-2 管内自治体（市区町村）の 50%以上に配置

2-3 資格（注）保有率を 75%以上に引上げ

2-4 研修参加率を 100%に引上げ（各年度）

<政策目標 3> 適格消費者団体の空白地域の解消

3-1 適格消費者団体が存在しない 3 ブロック（東北、北陸、四国）における適格消費者団体の設立支援

<政策目標 4> 消費者教育の推進

4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市）

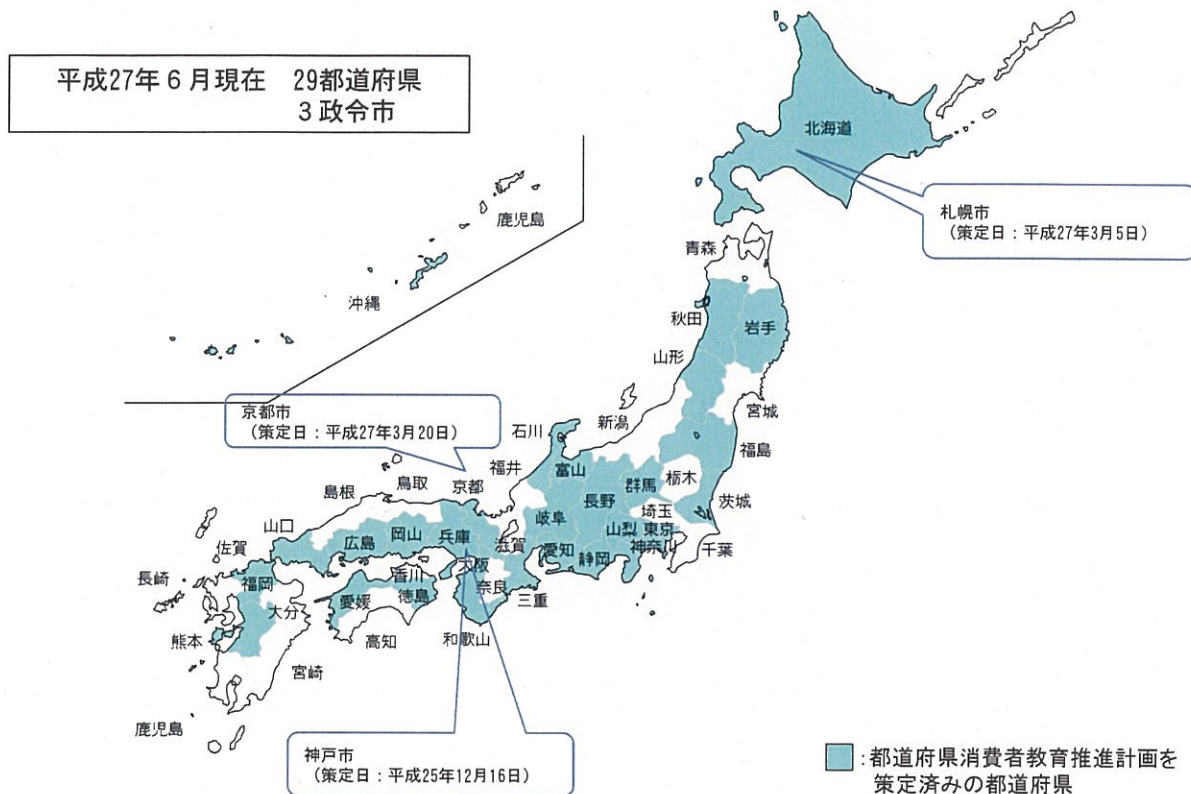
<政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築

5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口 5 万人以上の全市町）

(注)「資格」とは、消費者安全法施行規則（平成 21 内閣府令第 48 号）第 7 条に規定する以下の資格及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）による改正後の消費者安全法の規定に基づく消費生活相談員資格試験の合格者を指すものとする。

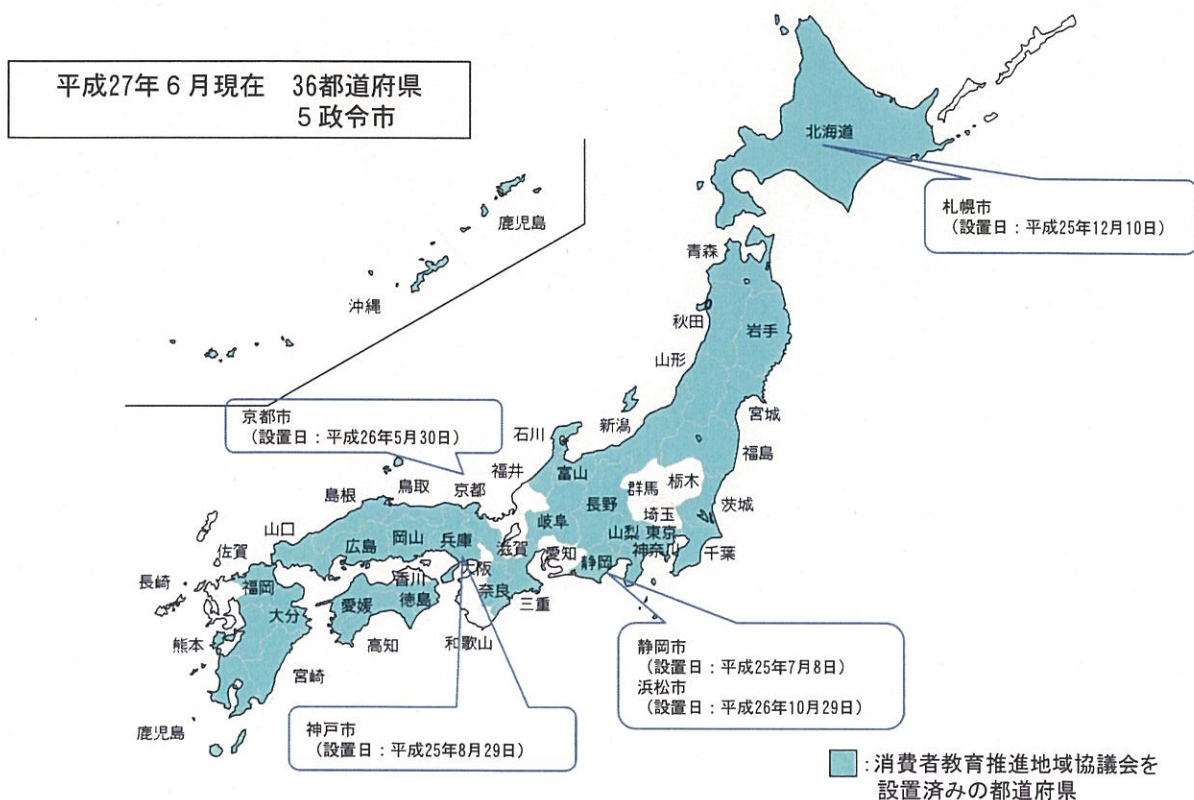
- ・独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- ・一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- ・一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

消費者教育の推進：消費者教育推進計画の策定(全都道府県・政令市)



<政策目標4>

消費者教育の推進：消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)



(注)設置日は、第1回開催年月日。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

26 文科初第 852 号

平成 26 年 11 月 20 日

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

文部科学大臣 下村博文

（理由）

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、子供たちが就くことになる職業の在り方についても、現在とは様変わりすることになるだろうと指摘されています。また、成熟社会を迎えた我が国が、個人と社会の豊かさを追求していくためには、一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要となります。

我が国の将来を担う子供たちには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けることが求められます。

そのためには、教育の在り方も一層の進化を遂げなければなりません。個々人の潜在的な力を最大限に引き出すことにより、一人一人が互いを認め合い、尊重し合いながら自己実現を図り、幸福な人生を送れるようにするとともに、より良い社会を築いていくことができるよう、初等中等教育における教育課程についても新たな在り方を構築していくことが必要です。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育課程の基準となる学習指導要領等については、これまで、時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等を踏まえ、数次にわたり改訂されてきました。平成二十年及び平成二十一年に行われた前回の改訂では、教育基本法の改正により明確になった教育の理念を踏まえ、子供たちの「生きる力」の育成をより一層重視する観点から見直しが行われました。特に学力については、学校教育

法第三十条第二項に示された「基礎的な知識及び技能」，「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の，いわゆる学力の三要素から構成される「確かな学力」をバランス良く育てることを目指し，教育目標や内容が見直されるとともに，学級やグループで話し合い発表し合うなどの言語活動や，各教科等における探究的な学習活動等を重視することとされたところ です。

これを踏まえて各学校では真摯な取組が重ねられており，その成果の一端は，近年改善傾向にある国内外の学力調査の結果にも表れていると考えられます。

その一方で，我が国の子供たちについては，判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘されることや，自己肯定感や学習意欲，社会参画の意識等が国際的に見て低いことなど，子供の自信を育み能力を引き出すことは必ずしも十分にできておらず，教育基本法の理念が十分に実現しているとは言い難い状況です。また，成熟社会において新たな価値を創造していくためには，一人一人が互いの異なる背景を尊重し，それぞれが多様な経験を重ねながら，様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが，これまで以上に強く求められます。

こうした状況も踏まえながら，今後，一人一人の可能性をより一層伸ばし，新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育てていくことを目指し，未来に向けて学習指導要領等の改善を図る必要があります。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成に関連して，これまでも，例えば，OECDが提唱するキー・コンピテンシーの育成に関する取組や，論理的思考力や表現力，探究心等を備えた人間育成を目指す国際バカロレアのカリキュラム，ユネスコが提唱する持続可能な開発のための教育（ESD）などの取組が実施されています。さらに，未曾有（みぞう）の大災害となった東日本大震災における困難を克服する中で，様々な現実的課題と関わりながら，被災地の復興と安全で安心な地域づくりを図るとともに，日本の未来を考えていこうとする新しい教育の取組も芽生えています。

これらの取組に共通しているのは，ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず，学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い，子供たちがそうした教育のプロセスを通じて，基礎的な知識・技能を習得するとともに，実社会や実生活の中でそれらを活用しながら，自ら課題を発見し，その解決に向けて主体的・協働的に探究し，学びの成果等を表現し，更に実践に生かしていけるようにすることが重要であるという視点です。

そのために必要な力を子供たちに育むためには，「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと，「どのように学ぶか」という，学びの質や深まりを重視することが必要であり，課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や，そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。こうした学習・指導方法は，知識・技能を定着させる上でも，また，子供たちの学習意欲を高める上でも効果的であることが，これまでの実践の成果から指摘されています。

また、こうした学習・指導方法の改革と併せて、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方についても、同様の視点から改善を図る必要があると考えられます。

以上のような問題意識の下、今般、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について諮問を行うものであります。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方についてであります。

これからの学習指導要領等については、必要な教育内容を系統的に示すのみならず、育成すべき資質・能力を子供たちに確実に育む観点から、そのために必要な学習・指導方法や、学習の成果を検証し指導改善を図るための学習評価を充実させていく観点が必要であると考えられます。このように、教育内容、学習・指導方法と学習評価の充実を一体的に進めていくために求められる学習指導要領等の在り方について、御検討をお願いします。

その際、特に以下のような視点から、御検討をお願いします。

○ これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力をどのように捉えるか。その際、我が国の子供たちにとって今後特に重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、さらには、豊かな感性や優しさ、思いやりなどの豊かな人間性の育成との関係をどのように考えるか。また、それらの育成すべき資質・能力と、各教科等の役割や相互の関係はどのように構造化されるべきか。

○ 育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうかあるべきか。その際、特に、現行学習指導要領で示されている言語活動や探究的な学習活動、社会とのつながりをより意識した体験的な活動等の成果や、ICTを活用した指導の現状等を踏まえつつ、今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるか。また、そうした学びを充実させていくため、学習指導要領等において学習・指導方法をどのように教育内容と関連付けて示していくべきか。

○ 育成すべき資質・能力を子供たちに確実に育む観点から、学習評価の在り方についてどのような改善が必要か。その際、特に、「アクティブ・ラーニング」等のプロセスを通じて表れる子供たちの学習成果をどのような方法で把握し、評価していくことができるか。

第二に、育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについてであります。中でも特に以下の事項について、御検討をお願いします。

○ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくこと

ができるよう、外国語で躊躇（ちゅうちょ）せず意見を述べ他者と交流していくために必要な力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育てていくべきか。

特に、国際共通語である英語の能力について、文部科学省が設置した「英語教育の在り方に関する有識者会議」の報告書においてまとめられた提言も踏まえつつ、例えば以下のような点についてどのように考えるべきか。

- ・小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- ・小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと
- ・中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考えや気持ちを伝え合う能力を高めること
- ・高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

○ 高等学校教育について、中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

・今後、国民投票の投票権年齢が満18歳以上となることや、選挙権年齢についても同様の引下げが検討されるなど、満18歳をもって「大人」として扱おうとする議論がなされていることも踏まえ、国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方

- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- ・より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- ・社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

○ 子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘及び幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

○ 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

○ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るととも

に、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

○ 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。

○ 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会でご議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。

第三に、学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策についてであります。特に以下のような視点から、御検討をお願いします。

○ 学習指導要領等に基づき、各学校において育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程を編成していく上で、どのような取組が求められるか。また、各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントを普及させていくためには、どのような支援が必要か。

○ 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、このような新しい学びに対応した教材や評価手法の今後の在り方についてどのように考えるか。また、そうした教材や評価手法の更なる開発や普及を図るために、どのような支援が必要か。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが、審議に当たっては、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など学習指導要領等の改善に関連する事項にも御留意の上、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方に関し、必要な事項について御検討をお願いします。